

市第7号議案

横浜市市税条例の一部改正

横浜市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年5月17日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市市税条例の一部を改正する条例

横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第10条中「市たばこ税及び」を「市外に住所又は所在地のある特別徴収義務者が納入すべき個人の市民税及び県民税（督促、滞納処分及び納税の猶予に係るものに限る。）、市たばこ税並びに」に改める。

第33条の5の2第1項中「を当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加える。

第33条の5の4第3項中「特別徴収対象年金所得者に係る」の次に「年金所得に係る特別徴収税額及び」を加える。

第33条の5の6第1項中「当該年度の前年度において第33条の5の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額（同条第2項の規定によりその年金所得に係る特別徴収税額に加算した所得割額がある場合にあっては、その所得割額を控除した額）に相当する額」を「市長が当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均

等割額を第33条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合には、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額)の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、その額が100円未満であるときは100円とする。)に改める。

第33条の6第4項中「の法人税割及び利子割」を削る。

附則第4条の2中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合又は」を加える。

附則第9条第1項中「及び第10項」を「、第9項及び第37項」に改め、同条第3項中「附則第15条第10項」を「附則第15条第9項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 法附則第15条第37項に規定する家屋に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第45条又は第130条第1項の規定にかかわらず、法附則第15条第37項に規定する年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に3分の2を乗じて得た額とする。

附則第10条の2の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条中「配当等に係る」の次に「利子所得及び」を加える。

附則第13条の2(見出しを含む。)中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税に関する特例)

第13条の2の2 当分の間、租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税について

は、法附則第35条の2の2の規定を適用する。

附則第13条の7第1項中「同日）」を「同日。以下この項において同じ。）」に、「この項の」とあるのは「同条第1項」を「耐震基準適合住宅にあつてはこの項の」とあるのは「耐震基準適合住宅にあつては条例附則第13条の7第1項」に改め、「ところ」と、」の次に「「限る。）」にあつてはこの項の」とあるのは「限る。）」にあつては同条第1項において読み替えて準用するこの項の」と、」を加える。

附則第13条の8第1項中「平成25年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 附則第9条第1項及び第3項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに附則第13条の8第1項の改正規定 公布の日
 - (2) 第10条の改正規定及び次項の規定 平成25年9月17日
 - (3) 附則第4条の2の改正規定及び附則第5項の規定 平成26年1月1日
 - (4) 第33条の6第4項の改正規定 平成28年1月1日
 - (5) 附則第10条の2及び第13条の2の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定並びに附則第4項の規定 平成29年1月1日
 - (6) 附則第13条の7第1項の改正規定 建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第 号）の施行の日

(公示送達の方法に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市市税条例（以下「新条例」という。）第10条の規定は、平成25年9月17日以後の地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定による公示送達について適用し、同日前の同条の規定による公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

- 3 新条例第33条の5の6第1項の規定は、平成28年10月1日以後の新条例第33条の2第4項に規定する公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前のこの条例による改正前の横浜市市税条例第33条の2第4項に規定する公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第10条の2、第13条の2及び第13条の2の2の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(延滞金に関する経過措置)

- 5 新条例附則第4条の2の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

提 案 理 由

地方税法の一部改正に伴い、関係規定の整備を図る等のため、横浜市市税条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市市税条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現行）

（公示送達の方法）

第10条 法第20条の2の規定による公示送達は、納税地所管の区役所（市外に住所又は所在地のある特別徴収義務者が納入すべき個人
の市たばこ税及び
人の市民税及び県民税（督促、滞納処分及び納税の猶予に係るものに限る。））、市たばこ税並びに入湯税に係るものにあつては、市役所）の掲示場に掲示して行うものとする。

（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第33条の5の2 個人の市民税の納税義務者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者として政令第48条の9の11第3項に定める者を除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、その納税義務者に対して課する個人の市民税のうちその納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（その納税義務者に係る均等割額を第33条の2第1項本文の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第33条の5の6において同じ。）の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、その額が100円未満であるときは100円とす

る。以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。
。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日
までの間に支払われる老齢等年金給付からその老齢等年金給付の
支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

(第2項及び第3項省略)

(年金保険者の特別徴収義務等)

第33条の5の4 (第1項及び第2項省略)

3 市長は、特別徴収対象年金所得者及び年金保険者に対し、第33
条の5の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する
こととなる当該年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法に
よって徴収する旨、当該特別徴収対象年金所得者に係る年金所得
に係る特別徴収税額及び支払回数割特別徴収税額その他法第321
条の7の5第1項の規定に基づく総務省令で定める事項を通知し
なければならない。

(第4項及び第5項省略)

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第33条の5の6 前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間
における特別徴収対象年金給付の支払の際、第33条の5の4第4
項に規定する支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収
対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日から
その日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合に
おいては、その特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に
係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に
係る仮特別徴収税額 (市長が当該特別徴収対象年金所得者に対し
当該年度の前年度において第33条の5の2
て課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所
第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得

得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等に
係る特別徴収税額（同条第2項の規定によりその年金所得に係
割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第
33条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場
所得割額を控除した額）に相当する額
合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額
）の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるとき
はその端数金額を切り捨て、その額が100円未満であるときは
100円とする。）をいう。以下この節において同じ。）を、当該
年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特
別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴
収する。

（第2項から第4項まで省略）

（法人の市民税の申告納付）

第33条の6（第1項から第3項まで省略）

- 4 法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法令により課される法人税又は道府県民税の法
人税割及び利子割若しくは市町村民税の法人税割に相当する税を課された場合においては、法第321条の8第24項の規定により控除すべき額を同条第1項（同項に規定する予定申告法人に係るものを除く。）、第4項、第22項又は第23項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除するものとする。

附 則

（延滞金の特例）

第4条の2 当分の間、第14条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合又は年7.3パーセントの割合については、法附則第3条の2又は第3条の2の2の規定を適用する。

(固定資産税及び都市計画税に関する特例)

第9条 法附則第15条(第2項第6号、第9項及び第37項及び第10項を除く。

以下この項において同じ。)、第15条の2又は第15条の3に規定する固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税の課税標準は、第45条から第47条まで又は第130条第1項の規定にかかわらず、それぞれ法附則第15条から第15条の3までの規定に規定する額とする。

(第2項省略)

3 法附則第15条第9項
附則第15条第10項に規定する償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に3分の2を乗じて得た額とする。

4 法附則第15条第37項に規定する家屋に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第45条又は第130条第1項の規定にかかわらず、法附則第15条第37項に規定する年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に3分の2を乗じて得た額とする

。

(上場株式等に係る配当所得等
配当所得に係る個人の市民税に関する特例)

第10条の2 当分の間、租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得に係る個人の市民税については、法附則第33条の2の規定を適用する。

(一般株式等
株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税に関する特例)

第13条の2 当分の間、租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税については、法附則第35条の2の規定を適用する。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税に関する特例)

第13条の2の2 当分の間、租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税については、法附則第35条の2の2の規定を適用する。

(耐震基準適合住宅に対して課する都市計画税の減額)

第13条の7 法附則第15条の9第1項から第3項までの規定は、昭和57年1月1日以前から所在する住宅のうち平成24年1月2日から平成27年12月31日までの間に耐震改修（同条第1項に規定する耐震改修をいう。）が行われたものに対して課する都市計画税について準用する。この場合において、同条第1項中「この項及び」とあるのは「横浜市市税条例（以下「条例」という。）附則第13条の7第1項において読み替えて準用するこの項及び」と、「この項から」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用するこの項から」と、「平成18年1月1日から平成21年12月31日までの間に完了した場合にあつては当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日（当該耐震改修が完了した日が1月1日である場合には、同日。以下この項において同じ。）を賦課期日とする年度から3年度分、当該耐震改修が平成22年1月1日から平成24年12月31日までの間に完了した場合にあつては当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度」とあるのは「平成24年1月2日から同年12月31日までの間に

完了した場合にあつては平成25年度」と、「を賦課期日とする年度分」とあるのは「(当該耐震改修が完了した日が1月1日である場合には、同日。以下この項において同じ。)を賦課期日とする年度分」と、「耐震基準適合住宅にあつてはこの項の」とあるのは「耐震基準適合住宅にあつては条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用するこの項の」と、「政令で定めるところ」とあるのは「この項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところ」と、「限る。)にあつてはこの項の」とあるのは「限る。)にあつては同条第1項において読み替えて準用するこの項の」と、同条第2項中「前項」とあり、及び「同項」とあるのは「条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用する前項」と、「当該市町村の条例で」とあるのは「同条第2項において読み替えて準用する条例附則第13条の4に」と、同条第3項中「前項」とあるのは「条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する前項」と、「第1項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する第1項」と読み替えるものとする。

(第2項省略)

(熱損失防止改修住宅等に対して課する都市計画税の減額)

第13条の8 法附則第15条の9第9項から第12項までの規定は、平成20年1月1日以前から所在する住宅のうち、特定居住用部分(同条第4項に規定する特定居住用部分をいう。)において平成24年1月2日から平成28年3月31日までの間に熱損失防止改修工事(同条第9項に規定する熱損失防止改修工事をいう。)が行われ

たものに対して課する都市計画税について準用する。この場合において、同条第9項中「この項から」とあるのは「横浜市市税条例（以下「条例」という。）附則第13条の8第1項において読み替えて準用するこの項から」と、「この項、」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用するこの項、」と、「附則第15条の6第1項若しくは第2項、」とあるのは「条例附則第13条の3の3において準用する」と、「、前条第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは」とあるのは「若しくは条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用する」と、「既にこの項」とあるのは「既に条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用するこの項」と、「次項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する次項」と、「第4項の規定の適用がある場合にあつては同項の規定を適用する前の額とし、特定居住用部分」とあるのは「特定居住用部分」と、「あつてはこの項」とあるのは「あつては、同条第1項において読み替えて準用するこの項」と、「政令で定めるところ」とあるのは「この項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところ」と、同条第10項中「この条」とあるのは「条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用するこの条」と、「附則第15条の6第1項若しくは第2項、」とあるのは「条例附則第13条の3の3において準用する」と、「、前条第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは」とあるのは「若しくは条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用する」と、「既にこの項」とあるのは「既に条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用するこの項」と、「第352条第1項」とあり、及び「同条第1項」とあるのは「第702

条の8第1項においてその例によるものとされる第352条第1項」と、「第5項の規定の適用がある場合にあっては同項の規定を適用する前の額とし、特定居住用部分」とあるのは「特定居住用部分」と、「あつてはこの項」とあるのは「あつては、条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用するこの項」と、「政令で定めるところ」とあるのは「この項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところ」と、同条第11項中「前2項」とあるのは「条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用する前2項」と、同条第12項中「前項」とあるのは「条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する前項」と、「第9項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する第9項」と読み替えるものとする。

(第2項省略)